

環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第三項、第八条の二第三項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の五第一項、第四項、第六項及び第八項（第十五条の二の三において準用する場合を含む。）、第十五条第三項並びに第十五条の二第三項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の二第三号ホの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十六条の四を除き、以下同じ。)」を削る。

第三条の二第一号及び第六号中「大気汚染、水質汚濁」を「大気質」に、「又は悪臭」を「悪臭、水質又は地下水」に改める。

第四条の三中「大気汚染、水質汚濁」を「大気質」に、「及び悪臭」を「悪臭、水質及び地下水」に改める。

第四条の八中「国又は地方公共団体(港務局を含む。第十二条の七の四において同じ。)」以外の者が設置するものとする。」を「次に掲げるもの以外のものとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国又は地方公共団体(港務局を含む。第十二条の七の四第一号において同じ。)が設置する一般廃

棄物の最終処分場

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第
二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する
同法第二条第四項に規定する選定事業において設置される一般廃棄物の最終処分場であつて、当該選
定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの（国又は地方公共団体が
当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。）

第四条の九第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「
前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場（法第八条の五第一項に規定
する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し
、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定め
る算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$$A = C \times \frac{H + S \times X}{Z} - T$$

この式において、A、C、H、S、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額

H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

S 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

前年度における当該特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数

N 当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立容量

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、第一項又は前項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し

引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。

第四条の十第一項中「八月」を「十二月」に、「埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場

(法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）」を「埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場」に、「特定一般廃棄物最終処分場の設置者(同項に規定する特定

一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）」を「特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第八

条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項

第四号中「及び埋立容量」を「埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量」に改める。

第四条の十一第一項中「一月三十一日」を「二月二十八日」に改める。

第四条の十三第一項第二号及び第三項中「第四条の九第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四項中「第四条の九第三項」を「第四条の九第五項」に改める。

第四条の十七中「六月三十日」を「十月三十一日」に改め、同条第五号中「一般廃棄物の数量」の下に「及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された一般廃棄物の数量」を加える。

第八条の四の二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方

法に関する事項

第八条の二十第五号及び第八条の二十一第一項第十号中「第八条の三十一第三号」を「第八条の三十一の二第三号」に改める。

第八条の二十七中「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区）」を削る。

第十条の八第一項の表の下欄及び第十条の二十一第一項の表の下欄中「第八条の三十一第三号」を「第八条の三十一の二第三号」に改める。

第十一条の二第一号及び第六号中「大気汚染、水質汚濁」を「大気質」に、「又は悪臭」を「、悪臭、水質又は地下水」に改める。

第十二条の三中「大気汚染、水質汚濁」を「大気質」に、「及び悪臭」を「、悪臭、水質及び地下水」に改める。

第十二条の七の四中「国又は地方公共団体以外の者が設置するものとする。」を「次に掲げるもの以外

のものとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国又は地方公共団体が設置する産業廃棄物の最終処分場

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業において設置される産業廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの（国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。）

第十二条の七の五中「第四条の九第一項」を「第四条の九第一項及び第二項」に改める。

第十二条の三十三中「保健所を設置する市又は特別区」を削る。

第十五条の八中「法第十九条の十第一項」を「法第十九条の十一第一項」に改める。

附則第二項を削る。

様式第二号の二から様式第二号の五まで中「~~市町村~~」を「~~市~~」に改める。

様式第三号中「~~市町村~~」を「~~市~~」に、同様式備考中「~~市町村~~」を「~~市~~」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に改める。

様式第六号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に、「都道府県・市~~区~~名」を「都道府県・市~~名~~」に改める。

様式第七号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に改める。

様式第八号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に、「都道府県・市~~区~~名」を「都道府県・市~~名~~」に改める。

様式第九号から様式第十一号まで中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に改める。

様式第十二号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に、「都道府県・市~~区~~名」を「都道府県・市~~名~~」に改める。

様式第十三号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に改める。

様式第十四号中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に、「都道府県・市~~区~~名」を「都道府県・市~~名~~」に改める。

様式第十五号から様式第二十八号まで中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に改める。

様式第三十一号の二中「~~又~~は~~市~~」を「~~又~~は~~市~~」に改める。

様式第三十一号の三中「~~市~~又~~は~~区~~を~~」を「~~市~~」に改める。

様式第三十二号中「事業場若しくは」を「事業場、」に改め、「建物」の下に「若しくは第十五条の十

七第一項の政令で定める土地」を加え、「処分若しくは」を「処分、」に改め、「維持管理」の下に「若

しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更」を加える。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の改正規定及び附則第七条の規定
定 平成十八年七月一日

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第三条の二、第四条の三、第十一条の二及び第

十二条の三の改正規定並びに次条の規定 平成十八年九月三十日

(専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないこととされている事項に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第八条第一項若しくは法第九条第一項又は法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の五第一項の許可の申請をしている者の当該許可に係る法第八条の二第三項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)又は法第十五条の二第三項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第四条の三又は新規則第十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第六項の経過措置の特例)

第三条 特定一般廃棄物最終処分場であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第三条第六項の規定により平成十八年三月三十一日まで法第八条の五の規定を適用しないこととされたもの(以下「旧特定一般廃棄物最終処分場」という。)に係る同条第四項の環境省令で定める算定基準については、新規則第四条の九第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の式

のとおりとする。

$$A = C \times \frac{L - E}{L} - T$$

この式において、A、C、L、E、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
- L 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数
- E 埋立処分が開始された年月から平成十八年三月までの月数
- L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数
- T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

2 前項の規定にかかわらず、旧特定一般廃棄物最終処分場の埋立ての状況に基づき、法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとすることができる。

$$A = C \times \frac{H + S \times I}{N} - T$$

この式において、A、C、H、s、I、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
- H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
- s 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
- I 前年度における当該特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数
- N 埋立処分が開始された年月から平成十八年三月までに埋立処分された一般廃棄物の数量
- N 当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立容量

〔 T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

3 第一項又は前項により算定した数値が、次の式により算定した数値以下となる場合は、第一項又は前項の規定にかかわらず、旧特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A = D \times \frac{L \cdot E}{L \cdot E - T}$$

この式において、A、D、L、E、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- D 環境大臣が別に定める費用
- 1 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数
- E 埋立処分が開始された年月から平成十八年三月までの月数

L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

4 新規則第四条の九第三項から第五項までの規定は、第一項から前項までに規定する算定基準について準用する。この場合において、第四条の九第三項中「第一項又は前項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第七号。以下「改正規則」という。）附則第三条第一項、第二項又は第三項」と、第四条の九第四項及び第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「改正規則附則第三条第一項、第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

（特定災害防止準備金を積み立てている者に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に基づく廃棄物の最終処分場に係る特定災害防止準備金を積み立てている者が設置した旧特定一般廃棄物最終処分場に対する前条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額」とあるのは「埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から特定災害防止準備金の積立て

に係る契約期間が満了するまでの間に積み立てる当該特定災害防止準備金の額を差し引いた額」と、同条第三項中「環境大臣が別に定める費用」とあるのは「環境大臣が別に定める費用から特定災害防止準備金の積立てに係る契約期間が満了するまでの間に積み立てる当該特定災害防止準備金の額を差し引いた額」とする。

(準用)

第五条 附則第三条及び前条の規定は、特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「旧特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「旧特定産業廃棄物最終処分場」と、第三条第一項中「附則第三条第六項」とあるのは「附則第五条第六項」と、「法第八条の五」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五」と、「第四条の九第一項又は第二項」とあるのは「第十二条の七の五において準用する新規則第四条の九第一項又は第二項」と、同条第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第三項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用

する法第八条の五第四項」と、同条第四項中「第四条の九第三項から第五項まで」とあるのは「第十二条の七の五において準用する新規則第四条の九第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

（維持管理積立金の取戻しに係る特例）

第六条 この省令の施行の際現に法第八条の五第一項の規定により維持管理積立金を積み立てている新規則第四条の八第二号に該当する一般廃棄物の最終処分場の設置者は、新規則第四条の十三の規定にかかわらず、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に積み立てた維持管理積立金の全額を取り戻すことができる。

2 この省令の施行の際現に法第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定により維持管理積立金を積み立てている新規則第十二条の七の四第二号に該当する産業廃棄物の最終処分場の設置者は、新規則第十二条の七の五において準用する新規則第四条の十三の規定にかかわらず、機構に積み立てた維持管理積立金の全額を取り戻すことができる。

（委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置）

第七条 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第三

号に掲げる委託契約に対する新規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十七年環境省令第七号）を次のように改める。

附則第五条中「最終処分場については」の下に「、平成十八年三月三十一日までは」を加える。